

2-2-9 環境保全計画等の策定の状況

(1) 新潟県環境基本計画

本計画は、新潟県環境基本条例（平成 7 年条例第 40 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「新潟県環境基本計画」が平成 9 年 3 月に策定され、平成 14 年に中間改訂された後、平成 19 年 3 月、新潟県環境基本条例の基本理念の実現と、自然環境の保全や環境汚染の未然防止を図り、安全で豊かな環境の保全・再生・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画期間を平成 19 年度から平成 28 年度として策定された。

本計画が対象とする環境の要素は新潟県環境基本条例第 4 条に掲げる以下の事項である。

- ① 公害の防止に関すること
- ② 自然環境の保全に関すること
- ③ 生物の多様性の確保及び希少野生動植物の保護に関すること
- ④ 身近な自然、良好な景観、歴史的又は文化的資源等と調和した快適な環境の保全及び創造に関すること
- ⑤ 再生資源の利用や廃棄の有効利用等による資源の循環的利用並びに廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関すること
- ⑥ 地球環境保全に関すること
- ⑦ そのほか環境の保全に関し必要と認められる事項

これら対象事項に沿った計画推進を促進するにあたり、新潟県は新潟県環境施策推進計画、環境にやさしい新潟県の率先行動計画及び新潟県水環境保全方針等を策定し取り組んでいる。

(2) 新潟県資源循環型社会推進計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律*（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、「都道府県廃棄物処理計画」として、「新潟県資源循環型社会推進計画」が平成 23 年 4 月に策定された。

本計画は、近年の世界的な資源制約の顕在化や地球環境問題などの社会経済情勢の変化、循環型社会形成推進基本法に基づく国の「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」の策定、廃棄物処理法の改正を踏まえた新たな課題等に対応するため、「第二次新潟県廃棄物処理計画（平成 18 年 3 月）」を改定し、廃棄物の適正処理はもとより、資源循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進することを目的とする。

計画期間は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とし、県民の廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量について、平成 27 年度に達成すべき目標を定めている。また、政策プランの見直し時期と整合を図るため、平成 24 年度に達成すべき中間目標を定めている。

(3) 上越市第2次環境基本計画

本計画は、上越市環境基本条例第9条の規程に基づき、上越市環境基本条例の基本理念実現に向け、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を明らかにすることを目的とし、上越市第2次環境基本計画として平成20年3月に改訂された。

上越市第5次総合計画（改訂版）の将来都市像「海に山に大地に 学びと出会いが織りなす 共生・創造都市 上越」の実現に向け、上越市の将来像を4つの環境分野ごとに望ましい環境像として設定しており、第1次環境基本計画の課題や環境施策における課題を把握し、2つのアプローチ（分野別アプローチ、分野横断的アプローチ）で施策を展開している。計画期間は平成20年度から平成26年度までの7年間であり、各分野の望ましい環境像は以下のとおりである。

- ① 地球環境：地球環境にやさしいまち
- ② 自然環境：多様な自然が広がるまち
- ③ 生活環境：資源が循環するまち（ゼロエミッション）
- ④ 環境学習：一人一人が環境市民のまち

(4) 上越市一般廃棄物処理基本計画

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づく一般廃棄物処理基本計画として平成18年3月に策定され、ごみ処理に関わる長期ビジョンを明確にするとともに、廃棄物の処理に関する市の基本方針と現実的かつ具体的な施策の方向を定め、市民、事業者、処理業者、行政それぞれが共通の認識に立ち、独自に又は相互に協力・連携して取り組むべき役割を明らかにしたものである。計画期間は平成18年度から平成27年度であり、排出量、資源化量、最終処分量の目標を定めている。あわせて生活排水処理の方針、災害時の廃棄物処理方針を定めている。

また、本計画では計画5年目に社会的な情勢の変化や科学的な知見の向上、廃棄物の量・質の変化等に対応するため見直しを行うこととしていたところ、平成20年4月からの家庭ごみの全市有料化等に伴い、一般廃棄物の排出量が目標数値を超えて大きく減少していることから、後半（平成23年度から27年度）の計画は平成23年3月に改定された。

(5) 緑の基本計画

本計画は、2015年を目標年次、計画人口を187,000人と設定し、上越市の都市緑化の方向性や具体的な施策などを定めた総合的な計画として策定され、緑化推進地区及び緑化重点地区を定めている。

- ① 緑化推進地区：市民、事業者、行政の協力のもと、緑化推進に取り組む地区
- ② 緑化重点地区：緑化のための計画を定めて集中して取り組む地区